

随意契約結果（業務委託）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	入退室管理アプリ等を活用した児童いきいき放課後事業運営・管理支援業務委託(長期継続)	その他	株式会社ミマモルメ	500,817,460	令和6年10月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	「こどもクラウド」におけるメール送信等機能構築に係る業務委託【長期継続】	その他	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社	4,383,500	令和6年11月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
3	令和6年度 不妊治療費等助成事業に係る地下鉄車内広告啓発業務委託事業ー1	その他	株式会社 大阪メトロ アドエラ	1,589,500	令和6年11月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—

随意契約理由書

1 案件名称

入退室管理アプリ等を活用した児童いきいき放課後事業運営・管理支援業務委託(長期継続)

2 契約の相手方

株式会社ミマモルメ 代表取締役 藤井 啓詳

3 随意契約理由

児童いきいき放課後事業は、283 箇所もの活動室があり、令和 5 年度実績で、登録児童数が約 58,400 人、一日当たりの平均利用児童数が 60 名を超える活動室が 74 箇所ある中で、利用児童数の 7 割が小学校低学年(1～2 年生)であり、活動室職員は限られた配置数で児童の安全確保をしなければならない。

しかしながら、令和 5 年度に実施した運営・管理事業者ヒアリングや現場視察等により、利用児童数が更に増加傾向にあり、一日当たりの平均利用児童数が 100 名を超える活動室が 25 箇所も出てきており、これまでの利用児童の管理及び所在把握等の安全確保の手法(申込書や連絡帳等の書面情報に基づき黒板やホワイトボードでの管理)では、対応が困難であり、児童の安全が危ぶまれる状況となっている。

また、市民ニーズに応えるため、再構築の取組の一つとして、時間延長の見直し(人数要件撤廃)を行うこととしており、その保護者負担金の徴収事務の増加が見込まれ、活動室の繁忙要素となることから、現金徴収以外の手法が必要とされている。

本事業の抱える喫緊の課題を早急に、かつ、効率的に解決するため、一からシステムを開発するのではなく、既存の入退室管理アプリ等を活用する必要があるが、既存アプリ等の仕様が様々であるため、下記 ～ の事務フローや事業スキームについて提案を求める必要があり、職員の事務効率化、児童の安全面確保、保護者の利便性向上及び価格の適正性の観点から、総合的に優れた事業スキームを構築できる事業者を公募型プロポーザル方式で決定することとし、選定会議において選定委員による審査の結果、株式会社ミマモルメを選定することとなった。

よって、当該事業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約を締結するものである。

～ を踏まえた新たな運営・管理業務スキームの構築

入退室管理アプリ等の仕様ごとに異なる媒体及び端末の種類や納入数(接触型又は非接触型)

利用登録・児童管理・年度更新・退会処理等の手法

利用児童の所在把握に関する管理画面（警告・アラーム等を含む）
保護者負担金請求管理の手法（保護者の支払方法（銀行振込又は電子マネー等）・時期、代行事業者の有無、振込等手数料、委託者との契約手法等）
～ による利用児童の導線、保護者の負担事務、活動室職員業務の内容

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課（放課後事業グループ）
（電話番号 06 - 6684 - 9573）

随意契約理由書

1 案件名称

「こどもクラウド」におけるメール送信等機能構築に係る業務委託【長期継続】

2 契約の相手方

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

3 随意契約理由

本市では、待機児童対策として、「保育を必要とする全ての児童の入所枠の確保」を目標に保育施設等の整備に取り組んだところ、施設数の増加に伴い事務作業量が大幅に増加するとともに、事務の内容の多様化が顕著となっていたことから、令和3年度よりクラウド環境(kintone)を導入した。

kintoneの基本機能での職員によるアプリ作成によって、各種業務にkintoneを導入しているが、基本機能だけでは賄いきれない業務があるだけでなく、既にkintoneを導入済みの業務を含め、業務フローを見直すことによって、更なる効率化・省略化を求め、令和6年度にシステム構築を実施することとした。

kintoneのシステム構築にあたっては、本市・民間保育施設双方の視点が必要であること、また、kintoneには200種類以上の拡張機能が用意されており、よりよいサービスの提案を受けることが、効果的な事業実施に繋がるものであることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式による入札を実施し、富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社(以下、「事業者」とする。)を選定したところである。

事業者の提案に基づき、補助金や給付費等の施設運営に係る重要な通知について、kintoneの基本機能では、通知の必要がない施設を含む全ての施設に通知が届いてしまい、施設側での通知見落としの原因となっていることなどを解決するため、必要な施設にのみ必要な通知が届く機能を構築する案を採用したところ、当初想定していなかったメールサーバーの調達や設定などの構築作業、kintoneプラグインとの連携などの作業が必要となることが判明した。当該作業を事業者以外に履行させた場合、システム構築に問題が発生した際の責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため、システム構築の担当事業者である富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部幼保企画課
(電話番号 06-6208-8031)

随意契約理由書

1 案件名称

不妊治療費等助成事業に係る地下鉄車内広告啓発業務委託事業－ 1

2 契約の相手方

株式会社 大阪メトロ アドエラ

3 随意契約理由

本事業は、不妊治療費等助成事業の広報を行うために、大阪市高速電気軌道株式会社（以下「大阪メトロ」という。）地下鉄車両内ドア横の広告媒体を活用するものである。

不妊治療費等助成事業については、申請期限が検査・治療の終了日から1年となっており、助成事業について認知する機会がなかった市民に不利益が生じる可能性があることから、本事業の対象者となる、主に本市に在住の20代後半から40代前半の男女を対象として、継続的に周知していく必要がある。

これまで、市役所内デジタルサイネージでのPR動画放映や、区の広報紙への掲載、駅掲示板へのポスター掲出、連携協定企業の店先や主要駅サービスカウンターでのチラシ配架等、あらゆるオウンドメディア（市が保有している広報媒体）を活用し、不妊治療費等助成事業の周知に努めてきたところであるが、現在も申請期限切れにより助成事業への申請できなかった市民から「事業を知る機会が無かった、もっと周知の努力をして欲しい」との要望が寄せられる状況であり、本事業の認知度を高めるために更なる広報活動が必要となるところである。

そこで、今年度は、ペイドメディア（広告枠を購入して情報掲載する媒体）を利用し、まずは不特定多数に当該事業の存在を広く周知し、そこからオウンドメディアに誘導をするという広報戦略を立案し、大阪メトロの車内広告を利用することとした。大阪メトロは、大阪市内を中心に運行しており、かつ、1日の延べ乗降者数が全線で約473万人と利用者数も非常に多いことから、本事業の対象者（市内在住の20代後半から40代前半の男女）の利用も多いと考えられ、本事業を広く周知するために車内広告を利用することは非常に効果的であると考ええる。

なお、車両内広告の掲出業務については、広告媒体の設置・撤去・維持管理等のすべての業務を大阪メトログループの株式会社大阪メトロ アドエラが一手におこなっているところである。

以上から、不妊治療費等助成事業の広報を行うために大阪メトロの車両内広告を利用することが最も効果的と認められるため、株式会社大阪メトロ アドエラと特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 管理課（母子保健 G） （電話番号 06-6208-9966）